

私たちに話してみませんか

“人権擁護委員”は、あなたの街の相談パートナー

人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。

人権擁護委員とは?

1どんな人?

人権擁護委員は、全国すべての市町村にいます。

人権擁護委員は、日常生活に埋もれている人権問題をすくい上げるために、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱されます。

人権問題の解決にはきめ細やかな支援が大切です。人権擁護委員には、色々な経験を持った人が就任しています。

人権擁護委員とは?

2どんな制度?

人権擁護委員の制度は、昭和23年にスタートした、歴史ある制度です。

人権擁護委員は、人権尊重の理念を国民に広めるため、法務局職員と共に人権相談や救済のための活動(このリーフレットの説明参照)をするほか、人権教室や講演会など地域に密着した啓発活動を行っています。

人権擁護委員の制度は、民間の人人が国と一緒にとなって、人権を守る制度なのです。

人権擁護委員とは?

3委員の願い

人権擁護委員は、その職務を行う時、必ずき章(バッジ)を着けています。

き章(バッジ)のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這って広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



かたばみ

●人権侵害に関するご相談はこちら●

人権についての相談はなんでも

みんなの
人権110番



0570-003-110

この電話はおかげになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら

子どもの
人権110番



0120-007-110

子どもの人権についての専用相談電話です。

いじめや体罰などの子どもの人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分
(全国共通・通話料無料)

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

女性の人権
ホットライン



0570-070-810

女性の人権についての専用相談電話です。セクハラやDVなどの女性の人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

インターネットでも相談を受け付けています



インターネット人権相談 検索

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>



SOS-eメール

<https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>



ひみつ
まも
秘密は守ります。
もうよう
相談は無料です。
さうだん
ぜひご相談ください。

リサイクル適性④
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

●差別を受けた ●暴行・虐待を受けた

●セクハラ・パワハラを受けた

●いじめ・体罰を受けた

●名誉毀損・プライバシー侵害を受けたなど

今悩みを抱えるあなたへ

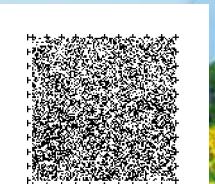
ひとりで悩まず
法務局に相談を



人KENあゆみちゃん



人権イメージキャラクター
人KENまもる君



法務省人権擁護局
全国人権擁護委員連合会



ひとりなや もう一人で悩まないで 相談から解決へ



- 全国各地の法務局では、職員や人権擁護委員が人権に関するご相談をお受けしています。
- 必要に応じて、事実関係を調査します。
- あなたの悩みの解決のため、最善の方法と一緒に考えます。
- いじめ、いやがらせ、虐待などを見たり聞いたりしたときにも、情報をお寄せください。

